

令和2年第3回（5月）臨時会

# 東伊豆町議会議録

令和2年 5月15日 開会

令和2年 5月15日 閉会

東伊豆町議会

## 令和2年第3回東伊豆町議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月15日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町 一般会計補正予算（第3号））	5
○専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例の一部を改正する条例）	7
○議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）	11
○動議の提出について	26
○日程の追加について	27
○発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4 号）に対する附帯決議について	27
○動議の提出について	29
○日程の追加について	29
○意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について	30
○閉会の宣告	32
○署名議員	33

## 令和2年第3回東伊豆町議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年5月15日(金)午前10時30分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第3号))

日程第4 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)

追加日程第1 発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議について

追加日程第2 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について

---

### 出席議員(12名)

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山慎一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	太田長八君	副町長	鈴木利昌君
教育長	黒田種樹君	総務課長	村木善幸君
企画調整課長	森田七徳君	税務課長	福岡俊裕君

住民福祉課 参事	木田尚宏君	健康づくり 課長	鈴木嘉久君
農林水産課長	桑原建美君	観光商工課長	山田義則君
防災課長	竹内茂君	教育委員会 事務局 局長	梅原巧君

---

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国持健一君	書記	吉田瑞樹君
--------	-------	----	-------

---

開会 午前10時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、改めましておはようございます。

令和2年東伊豆町議会第3回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、専決処分に関する承認案、補正予算がそれぞれ上程されております。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、説明員は関連する最小限の人員の出席としましたので、御承知ください。

議員各位におかれましては、健康に十分御留意され、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げます、開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第3回臨時会は成立しましたので、開会します。

---

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） おはようございます。

令和2年第3回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、5月4日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づきまして、緊急事態措置を実施すべき期間を全都道府県を対象に、5月6日までから5月31日までに延長いたしました。

これを受けまして静岡県は、新しい生活様式への移行、継続などを含む特措法に基づく緊急事態措置に係る静岡県実施方針を決定いたしました。その中におきまして、遊興施設等の休業要請と協力金の支給を実施し、感染拡大につながるおそれのある施設の使用停止を要請することといたしましたが、当町におきましては、町内経済活動の維持と地域での感染状況

から、一部の皆様に対する休業要請は5月6日までといたしました。

その後、新規感染者数の伸びが抑制されていることなどから、特定警戒8都道府県以外の静岡県を含む39県におきまして、今月末までの宣言の期限を待たずに、昨日14日に緊急事態宣言の対象地区より除外されることとなりました。

本県におきましては緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き感染拡大の防止に向けました取組は必要でありまして、3つの密の回避を中心とした、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行することが求められております。

本臨時会は、4月22日、23日に休業要請いたしました町内対象事業者への協力金を主な内容とする令和2年度一般会計補正予算（第3号）及び感染症の影響に対応するため地方税法等の法律が一部改正され、それを受けまして、東伊豆町税賦課徴収条例の一部改正を専決処分いたしておりますので、承認を求めるものでございます。

加えまして、町内事業者支援などを内容とする一般会計補正予算（第4号）を編成いたしましたので、御審議をいただきたいと思っております。

町内の事業者の皆様には、国から示された、施設に応じた感染拡大を予防するための工夫を基に、感染予防の徹底を図りつつ、町内経済活動の維持をお願いしたいと考えております。

また、住民の皆様には、今後とも3つの密の回避、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続するとともに、特定警戒都道府県などの感染拡大地域への不要不急な外出を控えるなど、感染予防の取組の徹底をお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番、西塚議員、7番、須佐議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

---

◎日程第3 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））

○議長（村木 脩君） 日程第3 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、特別定額給付金の事務費及び新型コロナウイルス感染症対策として、休業事業者協力金に関する事業を早急に実施する必要が生じたため、令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）を処分したものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせていただきますので、よろしく審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについての令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第3号）について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,029万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,164万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に6,029万円を追加し、3億164万8,000円といたします。1節、細節1財政調整基金繰入金6,029万円の増については、この後、御説明いたします特別定額給付金の事務費全額と休業事業者協力金の一部は国・県からの補助がございますが、今回の補正における歳入は全額、財政調整基金繰入金とし、この後の補正予算で財源振替を行うこととしましたので、御承知ください。

7ページ、8ページを御覧ください。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、17目特別定額給付金事業費、補正前の金額に1,914万円を追加し、1,914万円といたします。

事業コード1、特別定額給付金事業1,914万円の増につきましては、特別定額給付金の事務費として会計年度任用職員報酬や時間外手当、システム改修等業務委託料を計上するものであります。

6款、1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に4,105万円を追加し、1億63万7,000円といたします。

事業コード4、新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節1休業事業者協力金4,100万円の増につきましては、国の非常事態宣言を受け、県及び当町独自の休業要請に協力いただいた事業者へ協力金を支給する内容でございます。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額52億9,135万8,000円に6,029万円を追加し、53億5,164万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額52億9,135万8,000円に6,029万円を追加し、53億5,164万8,000円といたします。



次に、補正額の財源内訳ですが、全額一般財源といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） すみません、8ページの休業事業の協力金に4,100万円が計上されているわけなんですけれども、これの休業要請をした業者の休業したかどうかという、そういうチェックはちゃんとしておりますか。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） チェックのその関係なんですけれども、まず必要書類として、休業していたことが証明されるということで、その休業告知提示した写真とか、あと休業が分かるホームページ、ポスター、チラシなどが基本になります。あと、私個人のあれなんですけれども、ちょっとそのところを回ったりなんかして、1件1件チェックしたわけではございませんが、様子のほうは見て回っております。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第4 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税

賦課徴収条例の一部を改正する条例)

○議長（村木 脩君） 日程第4 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、納税者等が受ける影響を緩和するため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、4月30日付にて専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

今回の地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税、固定資産税等に係る特例措置に加え、固定資産税等の減収を補填する措置が講じられたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文改正を図る内容でございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。

お手元の専決承認第4号、説明資料を御覧ください。

1点目、徴収猶予制度の特例措置では、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられます。

次に2点目、固定資産税関係では、①として、厳しい経営環境にある中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1、またはゼロとする措置が講じられます。令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が前年の同期比に比べて30%以上50%未満減少しているものについては、固

定資産税の課税標準を2分の1に、50%以上減少しているものについては、ゼロにするものです。

次に、②として、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物が加えられます。

3点目、その他として、①、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、②、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応、③、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用に係る対応及び④、地方税法の改正に伴う条文整備を図ります。

最後に、施行期日につきましては、公布の日、令和2年4月30日から施行します。ただし、個人住民税関係の規定は令和3年1月1日から施行するというので、以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません。ちょっと、マスク外して。

ちょっと確認ですけれども、課長さん。徴収猶予ですとか、固定資産税関係の軽減の申請、これについてはあれですか、徴収猶予については、全税が対象ということになるのでしょうか。大きな金額の固定資産税だとか、あるいは法人税だとかというだけではなくて、ほかのところまでこれは対象ということでしょうか。

個人住民税については3月1日ということですか、この施行期日の関係がこの日になっていきますけれども、そのほかについては4月30日という考え方でよろしいですか。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらのほうですが、税目につきましては、地方税全税目ということが定められております。

それと、施行期日ですが、4月30日が施行期日となります。

ですから、徴収猶予を申請していただくに当たりましては、4月30日から2か月を越える日までということになっておりまして、6月30日までに申請していただければ、遡及して対象となるという内容でございます。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） もう既に固定資産税等については、納付書の発送が行われていると思うんですね。こういうことを知らない人たちが、例えば6月30日以降、申請をしたとか、あるいは軽減の措置を受けたいというふうな申出があったときに、それらは遡及ができないということですか。それとも遡及をしてくれるという考え方でいますか。どうですか、その辺は。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） 遡及につきましては、6月30日を越えた時点で遡及はできなくなります。それ以降は、各納期限前までに申請をしていただくことによって、この特例は対象となるものでございます。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 既に観光業、旅館を中心として、大きな金額のところについて相談に来ていると思うんですけども、こういう制度が全ての方に知れ渡っているかどうか、ちょっとやっぱりその辺も不安ですので、ぜひ、この辺については広報していただきたいというふうに思います。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） ただいま町のホームページ等で、この新しい制度については、広報させていただいております。

あと、様式等につきましても、申請の手続等につきまして御案内しておりますので、ぜひ、そちらから様式等をダウンロードして、御活用いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 今、税務課長の答弁で、ホームページに掲載しているということをよく、最近、役場はそういうやり方をするんだけど、やはりそれは、まして1か月間という中で考えたときに、本当にそれは町民に周知されるのかという、そういうやっぱり問題があると思うんですよ。

なので、やっぱりそれは従来のペーパーによる回覧板であったりとか、しっかり対応しないと漏れが出てくると思うんですよ。せっかくそういう制度ができて、知らないがためにやっぱり適用されないということはあってはならないわけで、そういう点ではぜひ、ホームページということだけではなく、分かりやすくそういうことを知らせるということは町民に

徹底していただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 今、山田議員が言った広く町民に知らせるため、ホームページのみならずあらゆる手段を使った中で、これは町民に知らしめていきたいと考えておりますので、また御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩いたします。会議の開始につきましては、放送でお知らせしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時30分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎日程第5 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）

○議長（村木 脩君） 日程第5 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に13億2,588万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を66億7,753万円とするものであります。

歳入の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症対策に関連した地方創生臨時交付金や特別定額給付金事業費補助金などの国庫補助金や、県補助金として感染拡大防止支援交付金を増額いたしました。

また、一般寄附金といたしまして2件の御浄財をお寄せいただきましたので、御意向に沿って活用させていただきます。

次に、歳出の主な内容ですが、特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、継続化支援商工会補助金、大学生や給食費を支援する内容であります。

必要な財源配分を行った後に、余剰財源を財政調整基金へ繰戻し措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第4号)について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億2,588万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億7,753万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金、補正前の金額に1,177万2,000

円を追加し、2,372万1,000円といたします。1節社会福祉費補助金、細節4子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金及び細節5給付事務費補助金、計1,177万2,000円の増は、歳出にも計上しております給付事業に対する国庫補助金を全額措置するものであります。

7目総務費国庫補助金、補正前の金額に12億8,632万2,000円を追加し、12億9,287万2,000円といたします。1節総務費補助金、細節4特別定額給付金給付事業費補助金及び細節5事務費補助金、計12億1,914万円の増は、給付金と事務費に対する国庫補助金を全額措置するものであります。

また、細節6新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金6,718万2,000円の増は、国から示されました限度額を計上したものであります。

16款県支出金、2項県補助金、9目商工費県補助金、補正前の金額に2,050万円を追加し、2,442万5,000円といたします。1節商工費補助金、細節2新型コロナウイルス感染症拡大防止支援交付金2,050万円の増は、休業協力金に対する県補助金であります。

18款、1項寄付金、4目一般寄付金、補正前の金額に130万円を追加し、130万円といたします。1節、細節1一般寄付金130万円の増のうち30万円は渡邊健司様より、子供たちのために活用してほしいとの御意向で御寄附を頂きました。また、河津建設株式会社、代表取締役、河津市元様より、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた当町の振興に活用してほしいとの御意向により100万円の御寄附を頂きましたので、今回、増額をさせていただきます。

7ページ、8ページを御覧ください。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額から401万2,000円を減額し、2億9,763万6,000円といたします。1節、細節1財政調整基金繰入金401万2,000円の減は、今回の補正における歳入歳出予算調整後の余剰財源を基金へ繰戻しするため、減額するものであります。

3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に1,000万円を追加し、1億4,005万5,000円といたします。1節、細節1ふるさと納税基金繰入金1,000万円の増は、大学生等支援給付金及び小中学校児童生徒給食費負担金に充当するものであります。

9ページ、10ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、17目特別定額給付金事業費、補正前の金額に12億円を追加し、12億1,914万円といたします。

事業コード1、特別定額給付金事業、18節負担金補助及び交付金、細節1特別定額給付金

12億円の増につきましては、全町民に10万円を支給する特別定額給付金であります。

3款民生費、1項社会福祉費、9目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、補正前の金額に1,177万2,000円を追加し、1,177万2,000円といたします。

事業コード1、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、計1,177万2,000円の増は、対象児童1人につき1万円を給付するもので、その給付金930万円及びシステム改修費等の事務費として247万2,000円を計上するものであります。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に1億311万円を追加し、2億374万7,000円といたします。

事業コード4、新型コロナウイルス感染症対策事業（商工費）、18節負担金補助及び交付金、細節2継続化支援商工会補助金1億311万円の増につきましては、事業の継続支援を目的に減収事業者へ10万円を給付するための1億円と事務経費を商工会へ補助するものであります。

11ページ、12ページを御覧願います。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正前の金額に1,100万円を追加し、1億1,382万3,000円といたします。

事業コード13、新型コロナウイルス感染症対策事業（教育費）、18節負担金補助及び交付金、細節1大学生等支援給付金500万円の増につきましては、困難な学生生活を強いられている当町出身の大学生等に1人1万円を給付するものであります。細節2小中学校児童生徒給食費負担金600万円の増につきましては、家庭の負担を軽減する目的で5月から7月までの給食費を無料とし、町がその分の食材費を負担するものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額53億5,164万8,000円に13億2,588万2,000円を追加し、66億7,753万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額53億5,164万8,000円に13億2,588万2,000円を追加し、66億7,753万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は国県支出金が13億1,859万4,000円、その他が1,000万円、一般財源を271万2,000円の減といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。



○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） すみません、マイク外させていただきます。

町民が待望した10万円の給付というのが主な内容だというふうには思っております。そういう点では歓迎すべき内容があるというふうに思いますけれども、一つ若干町長、懸念するところはコロナ対策のいわゆる教育費の取扱いの問題なんですけれども、私は町の今の財政状況からすると、この取扱いが適正かどうかということについては非常に疑問を持っております。

そこで、町の財政調整基金及びふるさと納税の残高状況と同様の学生等への支援が、例えば周辺、賀茂郡周辺の市町でどの程度行われているものなのか、そして、それは本当に今、必要とされているものかどうかということをもっとお伺いしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 財政調整基金とふるさと納税基金、これは担当から説明いたさせます。

また、そういう中で近隣の状況でございますけれども、今のところ、私が聞いているのは、近隣では伊豆市さんと伊東市さんも何かやっているようなことを聞きましたけれども、賀茂郡では今、現状やっているのが現状でございます。

そういう中で基本的には、先ほど全協で言ったように、国のほうでは困窮の大学生に予備費から10万やるということを聞いております。そういう中で基本的にやっぱり、子育てや大学生たちはやっぱり今、大変困窮しておる中で、微々たるお金でございますけれども、基本的には予備費の中ではまだ結局これから2次補正をやって、まだ1か月以上かかると考えておりましたもので、そういう中でも少しでも大学生たちの生活に寄与できれば大変ありがたいと考えております。

そういうことで、給食費に関しましても、基本的には子育て世帯の中でやっぱり、世帯の数が減っている中で、確かに子育ての臨時給付金1万国から出ますけれども、基本的には子育てにはお金が相当かかることを考えておりますので、その辺、給食費が出たら多少なりとも子育て支援の家庭に対しまして、一応軽減できればなというよう中で、今回、予算措置させていただきました。

そういう中で、賀茂郡下では今、私の中では、1市5町ありますけれども、うちの町だけの独自の支援だと考えております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） まず、財政調整基金の残高ですが、今回の補正4号、この予算計上後の財政調整基金の残高につきましては、3億1,254万9,000円となります。

続きまして、ふるさと納税基金、こちらと同じく補正4号予算の計上後の残高につきましては、1億6,343万3,000円となります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、恐らくこれは賀茂郡でも最低クラスですよ。今、合わせて財政調整基金とふるさと納税で5億円ないわけですよ。西伊豆町などは両方合わせたら50億円ぐらいあるので、こういう状況ですよ。河津町、松崎町、恐らく大体みんな、去年のやつはまだ公開されていませんけれども、一昨年の決算状況で見ると大体みんな20億円ぐらいあるんですよ。

そういうところがやらないことをこれだけ少ない東伊豆町がまずやるのかということ、やっぱり普通に考えると人並みのことをやる、また人並み以上のことをやるならば、当然それに応じた、やっぱり資力を持ってやるというのが町民の普通の感覚だと思うんですよ。ここが1つ問題だと思います。

2つ目の問題でいうと、制度設計上、言われたように困難な学生生活を強いられている東伊豆町の方にやるんだと。しかし、この目的はそうなんだけれども、制度の中には、収入が減少したとか、こういうものは出てきません。

これは今、町長言われたように、国が既に与野党ともあれして予備費使ってやるということの中には、これ与野党ともに、アルバイトでの減収があった学生を対して支援をします。だから、そういうことでいうと、やっぱりアルバイト等で収入が得られない学生を支援するということでの一つの基準があるんです。

うちの町は目的はそうなんだけれども、しかし実際、支給要件の中にはそういうものは出てこない。いわゆる減収だとかというものの制限なしに全員に配るということでは、制度の内容と目的と支給というのが、いわゆるばらまき状態でお金を出すということでいえば、財政上も今やっぱり考えたときに本当にそれでいいのかという問題は生じてきます。

私は本来ここで、多分、父兄の皆さんなんかもそうなんですけれども、うちの町は、ほかに進んでいるところは市立や公立の学校でオンライン授業なんかやっているんですよ。でも、うちの町はまだできていない。だから、これが今、1波だとして、これから2波、3波

来たときにも、東伊豆町の子供たちがオンライン授業も受けられずに、ただ休校して家にいるというような状況が改善できるように、それこそ本当にオンライン授業を含めた予算の計上であったり、救援に伴ってこれから本当に学力を補うための予算が出てくるのが今回の補正予算だと思っていたんですけれども、そういう今の子供たちに対する教育的な質や内容を確保するものではなくて、経済的なこういう支援だけになるというのは、今、本当にこう父兄の方々の期待ということから判じてみても、足りていないのではないかと思います、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 確かに財調はうちは少ないんですけれども、基本的には子育て、やっぱりこれは一番大事でございます。また、そういう中で厳しい中でも、私はやるべきではないかと、すみません、今回提案させていただきました。

そういう中で、オンラインに関しましては、先ほど全協で言ったようにこれはまた別の問題でして、これはもうやらなきゃならないと考えております。それは今回、国のほうでは、学校のICT関係やっております。それと絡めてまず、これをやっていかなきゃならないと考えて、何しろオンラインを軽視しているわけではありませんので、ちょっと同時並行で今回は支援という形の中で、今回は補正予算させていただいたことだけは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） オンラインも、ハード的な、例えばパソコン買ったとか、そういうことだけでオンラインの授業ができるということではないわけですから、そうすると、本当にそういう仕組みや訓練を含めて、先生方のところでもうしっかりと準備をしていかなきゃできないということを考えると、今からやってもすぐ対応できないという状況もあると思うので、しっかりそれは準備をするということはちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

町長、2つ目のもう一つの問題で、本当にうちの町は財政がこの状況で、今は感染症の拡大を予防して、とにかく経済状況とすれば本当に経済が止まったような状況の中で、とにかく経済を維持していく、産業を維持するということで、今回いろんな予算立てしたと思う。

でも、財政状況は今言ったようなことで懐はないんですよ。

そこでもう一つ問題になるのが、これはこの性格との関係で出ると、やっぱり町長の職責

上も一番大事なものは、臨時交付金の増額ということに本当に真剣に取り組まないと、今日のこの補正4号までの対応で、町として県から受けた部分と臨時交付金で受けた部分で考えると8,900万ぐらいですね。だけど、町が今回この補正を含めてやっている事業というのは1億9,000万ぐらいの事業をやっているわけではないですか。これ、差額は全部、財調を取り崩してやっているという、今、状況、ふるさと納税とか含めて。貯金を取り崩して、今、この事業やっているわけだけれども、でも、町が継続していくためには、また町民の生活を維持するためには、これで終わりではなくて、これから産業や生活が普通になるまでのやっぱり立ち上がりに対する支援だって含めてくると、町長としては当然、知事会や町村会もやっていますけれども、臨時交付金のやっぱり2次補正等への獲得というものが本当に起きなかったら、町としたら、次の手だてが打てないような状況にあるのではないかという御認識はちゃんと持っておられますか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 当然、その辺は、国との動向を見た中でやっております。当然、今、臨時交付金1兆円、これ少ないということでございます。そこで、今、知事会も一生懸命やっております。町村会、市長会も、この臨時交付金1兆円では全然少ないから、もうどんどん、また補正で1兆5,000、前回、知事会では1兆5,000万を一応国のほうに要請しております。

やっぱりそうになると、うちだけではなくて、基本的にはもう全国の自治体、これがもうこのコロナ、本当、世界恐慌以上のものだとして私考えておりますもので、それだけ大変なものでございますもので、一応うちだけの問題ではなく、これはもう全国、日本全体の問題でございますから、これは当然、全国知事会が要請する2次補正1兆5,000万。これは当然、市長会、町長会、議長会全てを含めた中で、またこれは国に要請していった中で、それは絶対獲得しなければ、うちだけの問題ではありません。これは全国のうち変わらずみんな、もう静岡市さんは本当、今回はある市、名前言いません、ある市だけれども、昨日の静岡新聞では70億とあったのが1億5,000万しかなくなったので、やはりそれだけもう緊急事態の中でも、みんな一緒にやっているんですよ。

そういう中で、今、山田議員が言ったようにこれからの社会事情を考えた場合に、やっぱりその辺はまた国・県に対して、うちだけの問題では、これは全国全体の自治体の問題でございますから、それはもう国の中で要望した中で、それは獲得した中で、この東伊豆町が生き残る、そのような道へ行きたい、そう考えておりますもので御理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） ありがとうございます。

10ページの持続化支援の補助金のことについてお伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

まずはこの事業目的と、それから、これを支給する対象者の説明と、それから給付の条件、どのような条件があるのかをお聞きしたいなと思います。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） それでは、この事業継続化の支援金について御説明申し上げます。

まず、目的ですが、新型コロナウイルス感染拡大により事業収益が悪化した事業者に対し、持続的な事業の継続を後押しするために支援金を交付するものです。

次に対象者ですが、まず東伊豆町に住所を有する農業者、林業者、漁業者ということで、一次産業を営んでいる方、事業者は対象になります。

そして、あと東伊豆町内で事業を営む企業及び個人事業主で、本社、または主たる店舗、工場、もしくは事業所が町内にあるものということで、こちらは二次、三次産業の事業者を対象ということで、全産業を対象としております。

続きまして、給付の条件ですが、まず企業の減少ということで、新型コロナウイルスの感染症の影響によって、令和2年の3月から5月までの任意の一月間の売上げが、前年同月と比べて15%かつ10万円以上減少しているものがまず。

それと、あと新規事業者については前年対比できないものですから、これについては令和2年3月から5月までの任意の一月間の売上げが、令和2年、その前の直近の令和2年1月と2月の平均と比べ、15%以上かつ10万円以上減少しているものというのがまず一つの条件。

続きまして、令和元年の12月末までの納期が到来した町税に滞納がないものということで、ただし納付計画等を行っている場合は給付対象とします。

あとはこれ、継続化ということが目的になっていますので、今後1年以上事業を営む予定であるものということで行いたいと。

あと、東伊豆町の暴力団排除条例を遵守できる者。これが給付条件となります。

以上です。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） 今、課長から答弁いただいたんですけども、この対象事業者という中に、農業者、林業者、漁業者、一次産業の方とか、二次産業、三次産業の方たちも含まれているのではないのかなというような答弁もありましたんですけども、この事業者と認定するには、やはり税務署に確定申告書が出されているかどうか、それが条件に含まれているかどうかは今説明の中になかったもので、お聞きしたいなと思います。やはり事業者と認定するには、それなりに確定申告というものが正しく行われているかどうか、私は大事なことはないのかなと思っております。

それから、給付の条件の中にございます、前年同月と比べて15%以上かつ10万円という支給条件があるわけなんですけれども、この線引きによって、どれぐらいの事業者がこれに対象外になるのかというのは調べたことございますか。

その数字が、私は大事ではないかなと思うわけですよ。今、本当にこういうコロナ禍の中で、全町が、全国という私は言葉使いませんが、東伊豆町がどれだけ、町民の方たちが困っているかというものは皆さんも御存じだろうと思うわけです。そういう中で、この線引きによって、どれだけの事業者が救済されるのかされないのか、この分かれ道というのは非常に不公平感があるかと思うわけですよ。

この20万円の、前回の休業要請から外れた人たちというのは、非常に努力して日々の売上げを頑張って確保してくるのではないかなと思うわけですよ。農業者もみんなそうだと思いますよ。そういう人たちが、この15%という線でふるい分けられるというのは、私はやはりいかなものだろうかと思うわけなんですけれども、そこら辺のところは、ちょっと町長お願いします。答弁を。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） まず申告書の件は、担当のほうから説明。

その15の10万。やっぱり基本的には全事業者、本当に困っているもので、全事業者にやれば一番いいと考えていますけれども、やっぱりそれは、それに対して黒字の会社もあります。やっぱり、果たしてそこにやってもいいものか、ばらまきという言い方はおかしいですが、そういうことになりますもので、基本的には一つの目標とさせていただきました。基本的には、この目標の中でも一応、商工会とか産団連の皆さん、さっき全協で言ったように入った中で、一応一つの線としてこれでいきましょうと、そういうことになりましたもので、今、

その方向でやっています。

それで、15%が何社以上か、それまではっきり調査しておりません。先ほど山田議員が言ったように、これから経済復興に向けまして、今、では同業者はどれだけ困っているか、これはもうやらなきゃなと考えておりますので、今の現状ではその15%の、そこで切れるという会社、それはまだ町は把握しておりません。その辺はまた商工会とかで、この15%を一つの線として、河津町と言い方はおかしいですが、そういう中で一応15%という線を引かせていただいた中で、一応、商工会を一応通じたいろいろな話し合った中、産団連の話し合った中で、一応、この線引きをさせてもらったことだけは御理解願いたいと思います。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） ただいまの確定申告書、必要ではないかということのお話ですが、それは想定しておりまして、まず法人の場合は、前事業年度確定申告関係の書類と、あと法人事業の概況説明書、2020年度の対象月の売上げ、事業収益を示した元帳、もしくは試算表ということをちょっと提出書類として想定しています。

あと個人の場合は、身分証明書の写しに加えて、2020年の対象月の売上げ、事業収益を示した元帳、もしくは試算表。青色申告の場合は、2019年の所得税申告青色申告書、決算書、確定申告書類。白の場合は、2019年収支内訳書、確定申告書類が必要ではないかということで、商工会のほうと話した中でそういうことを想定して、提出させようということでお考えしております。

○議長（村木 脩君） 12番、鈴木議員。

○12番（鈴木 勉君） この申請窓口が商工会になっているわけなんです。こちらに委託する以上は、やはり私が今言ったみたいに、資格の厳格さというものは町のほうがちゃんと示しておかなければ、委託されたほうも困るのではないかなと私思うわけなんです。

だから今、ごめんね、ちょっと僕、山田課長さんの声が届かなくて、細かい点がちょっと聞こえなかったから、私がまた質問することが間違っていたらごめんなさい。

やはり、この事業所の確認というものについては、やはりちゃんとした線、この町に支店があつたら支店会計でも示してもらうのか、そういうところ辺の細かさも私は必要ではないのかなと思うわけなんですよね。事業所については、その点で確認事項をやっていただければいいのではないかなと思うわけなんですけれども。

もう一方、自分の持論で申し訳ないんだけど、やはり町全体が苦しんでいるときに、この15%の線で非情にふるい分けられる。僕は、好きな言葉の中にアリとキリギリスという

言葉が好きなんです。やはりアリさんは一所懸命やって、黙って休業補償もらって、そのおかげで売上げがゼロになって、国の100万円の申請ができる人と、町から対象外になってしまった人が一生懸命働いて50%ダウンしなくて49.9%だったら、100万円の申請ができないわけなんです。そういう一生懸命やった人たちにも、国は冷たいんですよ。本当のこと言っただけで。それと同じように私は、東伊豆町がこの一線というのはやはり配慮すべき点ではなかったのかなという気持ちでございます。

それから、長くなって申し訳ないんですけども、私の手元に、伊豆新聞で載っていました。コロナで、明治のときにこの町は困ったという。田村又吉先生が各家庭に4万円ずつ支給して救済をのんだという、そういうお話を聞いたときに、やはり町はそれは事業者も大変、大切なんですけども、救済することは、反対するわけではないですよ。やはり町民にも、さっき町長が言われたみたいに子育て支援も大事だし、大学生も支援するのも大事だと。その大事さがあるんだしたら、やはり町民にも同じような目を向けていただきたいなという気持ちでございますけれども、いかがですかね。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） そのパーセント云々をここでやっても限りがないもので、ちょっとそれは。

町民に対してでございますけれども、今、町民には国のほう、それこそ1人10万という定額給付、これ行っておりますもので、今、町としては、それは取りあえず行くもので、今はいいのではないかと自分は考えております。

しかし、これは将来どうなるか分かりませんよ。それこそ、山田議員の言った財調とかいろんな件、国からの助成がどれだけ来るか、いろんなものを考えた上で、また、それを考えなければならないときも来るかも分かりません、それは。ただ、それがないとは言えません、あるとも言えませんもので、その辺でまあ御理解願いたいと。

私も伊豆新聞を読ませていただきました。さすが大門だ、田村又吉さん、やっぱり模範村をつくった中で、コレラのと看、そういうことをやったという中で、やっぱりそれは先進的なものだと感じておりますもので、自分はまたそういう気持ちでございますもので、取りあえず今、国のほうで一応1人10万行っているもので、町民に対しましても考えていないということ言いましても、これは将来どうなるか分かりません。それこそ、いろいろ山田議員と質疑があった中で、町の財政とかいろいろ提案した中で、これはやるべきがあったらやりたいと考えておりますし、それはまだまだ決定したことでは、そういう気持ちを持っている



ということだけは理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 質疑の途中ですが、この際、午後1時まで休憩とします。午後1時よりまた再開をさせていただきます。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（村木 脩君） 午前に引き続き、議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません。ページで9ページ、10ページの定額給付金の関係で、企画の課長にちょっと確認をしたい点がありますので、お願いをしたいと思います。

高齢者対策等については、ちょっと懸念される部分があつて、後ほども関連として出てくると思うんですけども、私、別の観点でちょっとお伺いをしたいんですけども、家庭円満だとか夫婦円満だとか、そういうところについては全く問題はないと思うんですけども、振込先が世帯主ということの中で、例えば、嫁さんだとか、あるいは嫁さんの口座に旦那さんだとか、あるいはおじいちゃんの口座だとかに振り込まれると、なかなかその部分の中でから請求しにくいという環境にある家庭もあるのかな。特に報道されていますDVの家庭なんかは、その辺がやっぱり特に危惧をされるのではないかなと思うんですけども、そうした相談があったときに担当課はどのような対応をするのか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） 今の家庭内での給付金を分けることは可能かという御質問がまず1点目かと思いますが、これについては、給付権者が世帯主ということでございますので、家庭の事情によって、一つの家庭の給付金を旦那さんと奥さんというような形で分けて給付することは許されておりませんので、対応はそれはしかねるというのが1点目です。

DVの家庭等につきましては、事前に公的機関に相談をして、公的にDVが実際にあると

いうことで認められている家庭については既に申出等を受け付けておりますが、これについては、当町については一件もございません。

もう一件、そういったいろいろな事情があつて、御主人から逃れてうちの町へ来ていて、住所等の閲覧等の制限がかかっているような、支援を受けている御家庭が3件ほどございまして、これについては事前に担当者のほうから、住所を登録してあるところに郵便で送付してもいいものなのか、それとも町のほうに直接取りに来ていただくかということは、直接お伺いをして対応させていただいております。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 現状だと、そういう特殊な要因がないと、別々には無理だよということですけども、そうした相談というのは今まで全くなかったですか。14日から受付ということですけども、その前から相談的なものというのはないのか。今後、相談があつた場合に、町は今言ったように対応できませんよという返答でお返しをその人にするのか、その辺はどんなでしょう。

○議長（村木 脩君） 企画調整課長。

○企画調整課長（森田七徳君） この点については、御相談については数件ございます。

ただ、その御相談の内容がどこまで真実性があるとか、深刻なものなのかということと、できれば自分のところに、旦那さんではなくて奥さんのところに入れてほしいという程度の問題も、町のほうでは判断ができないということももちろんあるんですが、そもそもの制度として、世帯内を割ってお金を振り込むということが許されていないものですから、これ、町の判断で個別給付をするということは不可能だというふうに考えております。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、笠井議員。

○2番（笠井政明君） すみません。長くなっていますので、ちょっとだけ。

先ほど14番議員の中にもありました、大学生支援給付金と小中学校の給食費負担の件で、ちょっとお伺いをします。

子を持つ親として非常にありがたいお話であるんですが、やはり今回、休校措置でかなり子供たちが2か月強、学校に行けないというところで、やはり学校の授業支援とかで不安を抱えている声も保護者の中からは非常に多くて、先日、多分、各小中学校でアンケートは取っているかと思いますが、やはり家庭での学習時間のばらつきとか、あとは課題の量とか、

考え方にばらつきがあるのかなという結果をちょっと私も見ております。

そこで1つお伺いをしたいのが、これは非常にやっていただくことはありがたいんですけども、先ほど町長、オンライン授業に関してはこれとは別だという説明があったので、確実にその部分は財政が厳しい中でどのように考えて今後整備していくかだけ、ちょっと教えていただきたいですけれども。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） これは担当課のほうが、教育長が十分考えております。教育長のほうから答弁させます。

基本的には支援と子供たちの教育、これはすごい大事だと自分考えています。今回、あくまで支援という中、これからそのオンラインはやらなきゃならないです。これは絶対必要になってくるものです。これはもう絶対やることは確実な中で一応、教育長は教育委員会の考えがありますもので、その方向の中で子供たちに不便をかけない、そのような方向でやっていきたいと考えております。

あとは教育長のほうで。

○議長（村木 脩君） 教育長。

○教育長（黒田種樹君） オンライン学習についての御質問ですが、現段階で国のほうから昨年度から示されている1人1台のパソコン学習環境ということで、本年度は最初は学年を絞ってパソコンの導入をする予定で、教育委員会としても準備を進めておりました。

それが、このコロナの子供たちが学校に行けないという状況の中で、国は本年度に前倒して1人1台ということを書いてくれているんですが、まだそれがはっきりはしません。

町の教育委員会として、休校中にオンラインでも子供たちの様子を確認したり、授業の資料を提示したりできるようなことができないかということは4月にも検討しました。

それで、現在、国のほうから示されている補助金の内容からして、全学年に子供たちに1人1台パソコンを貸与するような環境はちょっとまだできないということで判断しましたけれども、できるだけ可能な学年、特に中学校3年生についてはオンラインでも学習が進められるような環境を整えたいと思って、4月の段階で業者にはどれぐらいのパソコンが準備できるかということは問い合わせております。できれば、まずは早くに中学3年生に行き渡るぐらい、100台ぐらいのタブレット型のパソコンを教育委員会としては学校にまずは入れて、休校が続くであれば、その学年、まずは絞ってでもオンライン学習のスタートをしたいなどは思っております。

ただ、その100台がどれぐらいの時期で入るかということはまだ未定であります。

そういう状況の中で、オンライン学習を充実するということからすると、さらに時間と計画とお金もかけて、先ほど山田議員さんからもありましたが、教職員の研修も含めてもう少し時間をかけて、やっていかなければならないと考えています。それが、いつまでにどれぐらいの内容でできるかということは現段階ではちょっと申し上げられませんが、できるだけ早く、東伊豆町としても教育委員会としても、そのような体制はつくっていきたいと考えております。

現在はそのような状況です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

（「議長」の声あり）

---

#### ◎動議の提出について

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 動議です。

ただいま可決されました補正予算（第4号）に対する附帯決議を行いたいと思いますので、提出いたします。

○議長（村木 脩君） お諮りします。ただいま11番、藤井議員から、発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議についてが提出され

ました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

---

◎日程の追加について

○議長（村木 脩君） これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時14分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎追加日程第1 発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議について

○議長（村木 脩君） これより、追加日程第1 発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、ただいま提出しました附帯決議について、提案理由を説

明申し上げます。

発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議について。

地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により、議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議を別紙のとおり提出する。

令和2年5月15日提出。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

提出者 東伊豆町議会議員 藤井廣明。

賛成者 東伊豆町議会議員 楠山節雄、同 笠井政明、同 稲葉義仁、同 栗原京子、同 西塚孝男、同 須佐 衛、同 内山慎一、同 鈴木 勉、同 定居利子、同 山田直志。

1枚、おめくりください。

議案第34号令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議。

今回の補正予算（第4号）で計上された特別定額給付金については、コロナ禍にある国民の生活・家計への支援を行うものであり、町民が待望している。

この郵便申請の際には、身分の証明や貯金通帳等の写しを添付することが必要とされているが、コピーができる店は全町で多くはなく、高齢者・高齢者世帯が多い町の状況では大きな障害と思われる。

以上のことから、特別定額給付金の支給に当たっては、下記の事項に対応されるよう強く求める。

#### 記

1 窓口申請を役場だけに留めず、熱川支所・保健福祉センター・北川地区防災センター及び大川公民館でも可能とすること。また、その際には感染リスク軽減の対応策を講じること。

2 町民が申請してから可能な限り早くに支給（振込み）が行われるように、町は金融機関と連携した対応を行うこと。

以上、決議する。

令和2年5月15日。

東伊豆町議会。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

発議第3号 議案第34号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

（「議長」の声あり）

---

#### ◎動議の提出について

○議長（村木 脩君） 11番、藤井議員。

○11番（藤井廣明君） 動議です。

○議長（村木 脩君） お諮りします。ただいま11番、藤井議員から、意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてが提出されました。

この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

---

#### ◎日程の追加について

○議長（村木 脩君） これを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。したがって、意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定しました。

資料配付のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時27分

○議長（村木 脩君） 休憩を閉じ、再開します。

---

◎追加日程第2 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書  
について

○議長（村木 脩君） これより、追加日程第2 意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを議題とします。

提出者より、提出理由の説明を求めます。

11番、藤井議員。

（11番 藤井廣明君登壇）

○11番（藤井廣明君） それでは、ただいま提出しました意見書につきまして、朗読をもって説明させていただきます。

意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書について。

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年5月15日提出。

東伊豆町議会議長 村木 脩様。

提出者 東伊豆町議会議員 藤井廣明。

賛成者 楠山節雄、西塚孝男、鈴木 勉、栗原京子、笠井政明、稲葉義仁、内山慎一、須佐 衛、山田直志、定居利子。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、全国に出されていた緊急事態の対象が5月14日静岡県を含む39県は緊急事態宣言が解除されたが、国民の不安は解消されてはいない。

国民の生命と健康を脅かす新型コロナウイルス感染を収束させることは国の最重要課題で



ある。

全国に非常事態が宣言される中で、観光立町である当町では9万人を超える宿泊のキャンセルが生まれ宿泊産業は休業を余儀なくされ、雇用と地域経済のエンジンである観光業はほぼ停止している。

この未曾有の危機から脱し、国民の生命と産業、生活を守るために、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

#### 記

1 PCR等の検査体制と治療体制の充実のため「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の大幅な増額を図ること。

2 「雇用調整助成金」の上限額引上げ、「持続化給付金」の売上減少要件の緩和を行うこと。また、「雇用調整助成金」「持続化給付金」が、早急に国民や事業者の手に届くよう体制の拡充や審査の簡素化をスピーディに進めること。

3 町は地域経済や住民生活の支援に多額な費用を投じている。また、新型コロナウイルス収束後に、観光地の受入れ体制整備が不可欠であることから「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の大幅な増額を図ること。

以上。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年5月15日。

なお、提出先に関しましては、一番最後に添付しました用紙を御覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより意見書案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより意見書案第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長(村木 脩君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

したがいまして、会議を閉会とします。

令和2年東伊豆町議会第3回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 1時32分